

総務常任委員会記録

令和4年6月20日（月）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前10時53分

○出席委員（7名）

13番 尾崎 寿一 委員 14番 蒔 苗 博 英 委員 18番 鶴ヶ谷 慶 市 委員
21番 三上 秋雄 委員 22番 佐藤 哲 委員 23番 越 明 男 委員
24番 工藤 光志 委員

○出席理事者（6名）

財務部長 森岡 欽吾 市民税課長 長内 正彦
資産税課長 石田 剛 収納課長 中田 和人
企画部長 外川 吉彦 法務文書課長 工藤 竜輔

○出席事務局職員（2名）

局長 佐藤 記一 書記 成田 敏教

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案2件及び諮問1件であります。

議案第78号 弘前市税条例等の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第78号弘前市税条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（森岡欽吾） 議案第78号弘前市税条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の特例適用期限を延長するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、主な改正の内容について御説明いたしますので、お配りしている資料を御覧願います。

1、弘前市税条例の一部改正の、(1)賦課徴収関係につきましては、DV被害者等に対する支援措置として、法務局から通知された登記名義人の住所に代わる事項を記載したものを交付

する規定の改正をするものであります。

(2)住民税関係につきましては、住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とすることなどが主な改正内容となっております。

(3)固定資産税関係につきましては、下水道除害施設に係るわがまち特例の課税標準となる特例割合を4分の3から5分の4へ縮減するものであります。

2、弘前市手数料条例の一部改正につきましては、1の(1)賦課徴収関係と同様に、課税台帳の閲覧などの際にDV被害者等に対する支援措置を行う規定の改正をするものであります。

3、弘前市税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、個人住民税に係る扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

最後の附則につきましては、第1条は施行期日を、第2条から第4条は経過措置を規定するものであります。

以上であります。

○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番(越 明男委員) 2回に分けて伺ったほうが、整理の都合上、よろしいかと思っておりますのでお願いします。1回目なのですけれども、今、部長から説明があった、この78号に関する概要の資料を今、手にしながら説明を受けていたのですけれども、このポイント三つの内容を、もう少し具体的に説明願えればありがたいなと思っておりました。

最初の、賦課徴収関係のところ、法務局から通知が出されたDV被害者等に関する登記名義人の住所に代わる事項云々という、ちょっと分かりにくいものですから、ただ、ここは市税条例ですから、市民税課が全体としては担当するということになるかと思うのですが、ここ少し、そのDV被害者救済といいますか、法務局絡みという、何か市民課のほうのような感じもちょっとするのですけれども、ここはひとつ内容の話ですので、いま一度、御説明願えればありがたいなど。

それから二つ目の、住民税関係の、ここは私も事前に準備もいたしておまして、これまでもこの場で何度か議論してきた経過がありますから、その点を踏まえて二つほど。一つは、4年間の延長という措置が出された。これ、4年間の延長の措置の背景といいますか、理由といいますか、頭をよぎるのは、コロナ対策なのだががななんてちょっと思ったりもするのですが、ここは年度が、適用期限の延長がされたというのをどう理解するかということ、もう一つ、この提案理由の説明のところにあります住宅借入金等特別税額控除はどういう状況でいるのかということ、その制度が、先ほど言ったようにどうして延長になったのかというあたり、もう一度ちょっと説明願えればと。

最後、固定資産税のところなのですけれども、下水道除害施設という、表現がちょっと分からないのですけれども、これが固定資産税に、いわゆる下水道除害施設が固定資産税の賦課徴収にどういう影響があるのかという、そもそも論のところをひとつお願いできればと。それで、地方税法は、もう毎年のごとく広範囲にわたっていつも、何というのですか、国会レベルでは議論されている、多岐にわたるのですけれども、絞っていただいたというのは大変ありがたいと思いますので、以上3点の部分、いま一度内容的なところをひとつ説明願えればと思います。

○収納課長(中田和人) 私のほうから、(1)賦課徴収関係に関して御説明いたします。

まず、この法律全体になった背景なのですけれども、現在、所有者不明土地問題が、非常に問題になっています。その発生予防として、要は不動産登記制度の見直しが行われていまして、相続登記、住所変更登記等の申請の義務化を進めております。

それで、それによりまして、ただ、今現在は住所変更登記は義務化でないために、義務化にはなっておりません。それで、要はDV被害の方とかで住所を隠したい人は、今まで住所変更登記等を行わないで今の住所を隠していたという経緯がありますが、これからは住所変更登記をしなければならないというふうになっています。また、不動産登記は自由に閲覧できるということがありますので、要はDVの、追いかけているほうはそっちのほう、不動産を持っている方に関してはそっちのほうを見れば分かると、今現在、そういうふうになっております。

そのために、そのDV被害者を保護するために、登記簿を取る、閲覧とかのときに、本人の申請している住所でなくて違うものを実はお見せすると。それがどういう形になるかというのはまだ決定していませんが、例えば以前の古い住所とか、全く関係ない、例えば法務局の住所とか、市役所の住所とか、それはまだ決定はされていませんが、そういう方向にして保護しようというものでございます。

○市民税課長（長内正彦） 私のほうからは、住宅ローン控除の延長の背景とその控除の内容ということでございますので、そちらのほうを御説明いたします。

まず、内容といたしましては、住宅ローン控除の適用期間を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象としております。住民税からの控除は、現行と同様、所得税から控除し切れなかった場合、その額を控除限度額の範囲内において適用するという内容となっております。

それから、背景といたしましては、まず、第1番目ということで、主な内容といたしましては、消費税の引上げによる、8%から10%になった期間が今回、平準化が終了したということによって、住民税の限度額を現行の総所得金額の7%から5%まで、額にすれば最高13万6500円から最高9万7500円まで引き下げるといった内容となっております。

それから、新築住宅についての控除期間を現行の10年から13年とする内容となっております。

それから、適用対象の所得要件につきましては、合計所得金額3000万円から2000万円にする内容となっております。

○資産税課長（石田 剛） 三つ目の質疑、固定資産税関係で下水道除害施設に係る部分についてです。下水道施設の機能低下や損傷を招くおそれがある汚水を流さないよう、公共下水道に接続する工場とか事業所が設ける除害施設——具体的には、沈殿装置とか、油分分離装置とか、汚泥処理装置、ろ過装置、中和装置等々ですけれども、について税の負担を軽減しようとするものです。

今回の税制改正により、特例の範囲が改められたことによって、市税で定める割合もそれに沿って改めるというもので、税への影響ですけれども、当該施設については、弘前市でこれまで該当している事案がなくて、これから先も具体的にというか、近々でこの制度を使いたいという方の御相談は受けていませんので、一応、将来のために設けておくというような条例の内容になっていました。

○23番（越 明男委員） それでは、2回目ということで今、資産税課長のほうから、本市への具体的な影響だとかというあたりはどうかと聞こうと思っていたのですが、当面は我がほうはないだろうという回答を得ましたので、これは、資産税部門は省きますけれども。

最初の二つ目のところの、賦課徴収関係の部分と住民税の減税部分の二つ。

当市で、どうなのでしょうね。今、DV被害等に関する支援措置の登記名義人の住所に代わる事項等々については、この直近でいいです、1年、2年、3年ぐらいの間でどうですか、どのくらいの方がいわゆる対象となっているのかという、これから何人が対象になりますかというのは無理な話なので、そこをひとつお聞きしたいと。

ただ、先ほど私が、表現のところであまり気になったのは、収納課長、隠していたと、住所を隠していたという表現——これはちょっと適切でないのではないかなという気がしますので。DV被害者の救済という観点に立っている場合に、住所を隠していたという表現はちょっと適切さを欠くのではないかなという気がしたので、意見としては述べておきます。

それから、住民税関係の部分ですけれども、これも直近の1年、2年、もしくは3年ぐらいのところでもいいのですが、対象となる市民の方々、どのぐらい住民税関係の方の処理がございましたでしょうか。それちょっと、数字的にお示しできれば示していただければと。二つ、お願いします。

○**収納課長（中田和人）** （1）賦課徴収関係ですけれども、具体的な人数まではこちらのほうで把握しておりません。ただ、現状としましては、本人以外が委任代理で、証明書等を取得する場合に必ず委任状を書いているか、あとそれと、その委任状の本人に確認をすると、その辺で慎重に取り扱っているところがございます。

○**市民税課長（長内正彦）** 私のほうからは、住宅ローン関係ということで、直近の令和4年度の当初賦課の適用状況といたしまして、市民税の適用該当者は3,829名となっております。それから、市税への影響ということでありますけれども、こちらのほうは現行制度と同様に、この措置による個人住民税の減収額は地方特例交付金により全額国費で補填されますので、市税への影響はございません。（「いいでしょう」と呼ぶ者あり）

○**委員長（工藤光志委員）** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（工藤光志委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（工藤光志委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（工藤光志委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第79号 弘前市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○**委員長（工藤光志委員）** 次に、議案第79号弘前市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○**財務部長（森岡欽吾）** 議案第79号弘前市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容といたしましては、省令が引用する租税特別措置法及び同法施行令の条項が移動したため、語句を整理するものであります。

附則につきましては、施行日及び適用日を定めるものであります。

以上であります。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

諮問第1号 退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について

○委員長（工藤光志委員） 最後に、諮問第1号退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問についてを審査に供します。

ここで、委員長より委員の皆様申し上げます。

本諮問に対する質疑の際は、個人情報等に十分配慮していただくようお願いいたします。

本諮問の内容及び市の見解等について、理事者の趣旨説明を求めます。企画部長。

○企画部長（外川吉彦） 諮問第1号退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について御説明を申し上げます。

本諮問は、退職手当支給制限処分に対する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

このたびの審査請求に対する諮問につきましては、当市におきましても初めての事案でございますので、丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、行政不服審査制度の概要について御説明いたします。説明資料の1ページ、第1、行政不服審査制度についてを御覧ください。

行政不服審査制度とは、行政庁の処分に不服がある者が、訴訟によらず簡易迅速かつ公正な手続によりその権利利益の救済を図るため、行政庁に対し不服申立てをすることができる制度であり、その手続は、基本的には行政不服審査法に従い、あるいは他の法令に特別の定めがある場合は当該法令の規定に従い、審査請求という手続により行うものであります。

審査請求手続の一般的な流れについて、3、審査請求手続の流れ、及び参考図に沿って御説明をいたします。

まず、(1)及び参考図の①についてであります。処分に不服のある者が審査請求人として審査請求をすることとなります。この際の提出先は、行政不服審査制度が公正な手続で権利利益の救済を図るためのものであることから、行政庁としても処分庁と審査庁とに立場が分かれることとなり、今回の諮問に係る処分のように、市長部局において行った処分につきましては、審査庁としての業務を担当する企画部法務文書課に提出することとなるものであります。

本件審査請求につきましても、処分庁である総務部人事課と審査庁である企画部法務文書課がそれぞれ独立して手続を進めてきているところであります。

続いて、(2)及び参考図②であります。審査請求を受けた場合、その内容に係る審理手続を行うこととなりますが、審査庁が審理員を指名し、当該審理員が審理を行うこととなっております。

次に、(3)及び(4)並びに参考図③④⑤であります。審理員は、必要に応じて処分庁と審査請求人に対してその主張、証拠書類等の提出を求め、それらを基に審理を行い、審査庁の裁決案となる審理員意見書を作成し、審査庁に提出することとなります。

最後に、(5)及び(6)並びに参考図⑥⑦⑧であります。審査庁は、行政不服審査法第43条の規定により、審理員から意見書が提出された後、第三者機関——当市におきましては附属機関として設置している行政不服審査会に当たるものですが、これに対して諮問をすることとなります。また、同法第44条の規定により、当該第三者機関からの答申を受けたときは、答申の内容を尊重しつつ裁決しなければならないとされております。

一般的な審査請求手続の流れは、以上のおりであります。しかしながら、先ほども御説明いたしましたとおり、行政不服審査制度では、他の法令に特別の定めがある場合は当該法令の規定に従うこととされており、本件審査請求につきましては退職手当支給制限処分ということであり、給与等に対する審査請求になることから、地方自治法第206条第2項の規定により、第三者機関としての議会に対して諮問するということになるものであります。

次に、説明資料の2ページをお願いいたします。第2、諮問の趣旨であります。

令和2年5月31日付で懲戒免職処分となった今回の審査請求人である元市職員に対し、処分庁が同日付で行った退職手当の全部を支給しない処分について、審査請求人がこれを不服とし、審査庁に対し、本件処分を取り消すとともに、退職手当の一部を支給しない処分とすることを求める審査請求を行ったというものであります。

続いて、説明資料の3ページ、第3、本件審査請求における議会諮問に至るまでの経過でございます。

一覧として経緯をお示ししておりますが、令和2年8月24日に審査請求人から審査請求書が提出され、同年11月6日には審理員の指名、11月27日から令和3年2月9日まで処分庁及び審査請求人からそれぞれ主張書面を提出してもらい、令和3年3月12日に審理員から審理員意見書の提出を受けるまで、行政不服審査法の規定に基づき手続を進めておりました。

審理員意見書の提出を受けると、第三者機関——今回は議会へ諮問することになりますが、本件審査請求につきましては、その期間が1年ほど空いております。これは、審査請求人が本件審査請求のほか、青森県人事委員会に対しても懲戒免職処分について不服であるとして審査請求を行っていたことによるものであります。

当市に対する審査請求は、退職手当を全額支給しないこととする処分に対するものであり、当該処分は、懲戒免職処分があることを前提としているものであることから、懲戒免職処分に係る県人事委員会の裁決を待っていたものであります。

今般、懲戒免職処分について、これを承認する旨の裁決が令和4年5月16日付であったことが確認されたことから、今定例会において諮問するに至ったものであります。

なお、追加提案といたしました理由につきましては、地方自治法第206条第3項の規定により、議会は諮問を受けてから20日以内に意見を述べなければならないとされており、今定例会の日程を鑑み、去る6月17日付での諮問としたものであります。

続いて、4ページの第4、本件審査請求の概要についてであります。審査請求人は元市職員、処分庁は弘前市長、審査請求年月日は令和2年8月24日、審理員には弁護士の横山航平氏を指名したものであります。

事案の概要は要点のみ御説明いたします。審査請求人は平成2年に採用となり、令和2年に退職しております。

平成30年5月頃に、職場で当時使用していたパソコンのごみ箱の中に、市職員の個人情報に記載されているエクセルファイルデータを発見し、平成31年4月の人事異動後に異動先の職場や自宅のパソコンにそのデータを送信したほか、同年12月に、新聞社に対してそのデータを送信し、市職員の個人情報を流出させ、翌日の新聞で報道されたほか、全国的にも大きく報道されたところであります。

令和2年3月1日に地方公務員法違反及び業務妨害罪で警察に逮捕され、同月19日に罰金50万円の略式命令を受けており、同年5月31日に懲戒免職処分となり、退職手当についても全部不支給の処分となったものであります。

そして、退職手当を全部不支給とする処分を不服として、本件審査請求を行ったものであります。

続きまして、第5、本件審査請求の争点についてであります。退職手当の全部不支給という本件処分の違法性及び不当性の有無、審査請求人が求める退職手当の一部不支給とすべき余地があったかどうかというものであります。

このことに関して、審査請求人及び処分庁の主張は、説明資料5ページの第6、審査請求人及び処分庁の主張の要旨のとおりであります。まず、審査請求人の主張は、データを流出させたのは、市職員情報流出という事態について調査・対処を求めるための公益的な動機・目的に基づくものであること。新聞社以外に流出させておらず、実害がないこと。データを流出させたことは当時の職責や地位と関わりがなく、人事についての職責等を有する者が流出させた場合と比較して、責任は軽減されるべきであること。真摯に反省し、市、捜査機関の捜査に協力しており、かつ勤続30年の間、職務の状況は良好であったこと。よって、退職金全部不支給は比例原則に反する違法・不当な処分であることなどであります。

一方、処分庁の主張は、流出させた動機や目的は人事に対する不満や鬱憤を晴らそうとするもので悪質であり、市職員2,700名余りのプライバシーを侵害し、全国報道によって市の信用を失墜させ、市民に不安をもたらしたものであること。国家公務員退職手当法等の解釈運用方針を参考とすると、退職手当全部不支給とすべきであること。人事院の懲戒処分の指針からも免職処分が相当であり、また、同指針の公文書の不適正な取扱い、コンピューターの不正使用に当たり、かつ当市個人情報保護条例やセキュリティポリシーにも反しており、免職処分より加重されてもおかしくないこと。公益目的であったという主張は、背景、態様、審査請求人の行動から不自然かつ不合理であることなどであります。

これらの主張を踏まえた審理員の意見は、6ページをお開きいただき、第7、審理員意見書の要旨にあるとおりです。その概要は、弘前市退職手当条例における退職手当の全部または一

部を支給しない処分を行う場合に係る規定は、国家公務員退職手当法等と同様の規定であるため、本件処分の妥当性については同法及び同法施行令の解釈運用を用いて検討すること。

国家公務員退職手当法等にはその運用方針が定められており、これによると、懲戒免職処分による退職の場合は、退職手当等の全部を支給しないことを原則とするとし、特段の事情がある場合においては一部を支給しないこととする取扱いがなされていること。

運用方針によると、退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめる場合については限定されており、流出させたという本件非違行為による懲戒処分が停職処分以下の処分にとどめる余地があったかどうか問題となること。

これに関し、審査請求人及び処分庁の主張及び各証拠について検討した結果、懲戒処分を停職処分以下にとどめる余地はなく、また、その他の情状として処分を軽減すべき場合に該当しないばかりか加重すべき場合に複数該当するため、退職手当の全部を支給しないことが相当であること。

よって、7ページ、(3)結論として、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであるとなっております。

最後に、第8、審査庁の裁決案についてですが、本件非違行為については、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするという原則の例外を認めるべき特段の事情はないことから、本件処分は違法または不当な処分とは認められず、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求を棄却するというものであります。

第9は、県人事委員会の裁決について、参考までに記載しております。

8ページ、9ページには、第10、参考資料として関係規定を記載しております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

○委員長（工藤光志委員） 本諮問に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 大変緊張して説明を受けておりました。

最初に、二つほどちょっと、今の説明に基づく疑問をちょっと行わせていただきたいと思いますのですが、私が注目したのは、5ページの審査請求人の主張の(6)、それから同じく5ページの2、処分庁の(4)、ここを少し注目して、そこに絞ってちょっと伺います、今日は。

審査請求人は、いわゆる懲戒免職を争わないと言っている。だけれども、退職金の全額不支給は処分を取り消してほしいと。

それで、伺いたいのは、3割相当の退職金請求が認められた裁判例もあるという、審査請求人の主張なのですけれども、これ事実なのでしょうけれども、この論理から言うと、懲戒免職イコール退職金全額不支給には相当しないというふうを受け止めざるを得ない、受け止めているのですけれども。ここは、審査庁の今の段階では、どういう見解をお持ちですか。また、3割相当の退職金請求が認められた裁判例は認知しておりますか、つかんでいますか。

次、処分庁の主張の要旨です。制度的には、総務部人事課というふうに向っております。その(4)のところ、今の審査請求人の主張とちょっとリンクするのですけれども、ここでもちょっと、解釈がちょっと私も不十分なのですけれども、懲戒免職を受けた者は退職金の不支給が適法なのだというふうにも書かれていて、裁判例も複数存在しているとありますね。そうすると、国家公務員法、地方公務員法に基づけば、処分庁は、懲戒免職を受けた者は退職金の全額不支給が言わば適法だという考えで、処分といいますか、退職金を不支給としたという解釈でいいのでしょうか。だから、審査請求人といろいろ矛盾してくるのだろうなというふうには思うのですけれども、そのところ、ちょっと審査請求人の主張への解釈、処分庁への主張

の問題も含めてちょっと御説明願えませんか。

○法務文書課長（工藤竜輔） まずは、懲戒免職処分があった場合の退職手当の支給制限について、イコールではないのではないかとか、あとは3割の裁判例のあたりはどうかということにつきましては、資料の末尾に国家公務員退職手当法の運用方針の抄本、一部を記載してまいりますけれども、一番下の第12条関係のところですが、この国の運用方針に倣いまして、市としても退職手当の支給制限の判断をしているところでございます。

この運用方針によりますと、懲戒免職処分があった場合は、1のところになりますが、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないことを原則とするというものとなっております。

それで、その次の2で、一部を支給しないこととする——逆に言うと例外的に一部支給することになりますけれども、その事例が限定的に挙げられております。イ、ロ、ハ、ニとありまして、イは停職処分の余地がありながら特に厳しい措置として懲戒免職処分となった場合、ロは職場規律を乱した場合のみの場合、ハ及びニは過失による場合で、それぞれ特に参酌すべき情状のある場合とされてございます。

それからまた、3から7までにかけては、その例外の検討に当たって勘案する事項が示されております。その者の役職ですとか、過去の懲戒処分の実績によって処分を重くしたり、あるいは逆に、その背景や動機について参酌すべき情状があれば処分を軽くしたりという考え方となっております。

この2から7までに従って検討しまして、いわゆる情状酌量の余地があれば、懲戒免職であっても全額支給しないのではなくて、例外的に一部を支給しないこととできるというものとなります。もう少し具体的に言いますと、非違行為が過失であるとか、故意でない、偶発的なものであるとか、その行為による被害や悪影響を最小限にする努力をした、謝罪した、反省しているといった、あとは勤務態度が良好であったとか、そういった要素がある場合に一部支給となる可能性があるというものになります。

具体的な、先ほどの3割の裁判例につきましては、当方としても把握しているところでございますが、懲戒免職になるケースとして飲酒運転を理由とするものが多くなっておりますけれども、懲戒免職自体は適法であるものの、飲酒運転によって事故は起きていないとか、あとは起こした事故が人身事故でもなく軽いとか、過去に非違行為がないとか、勤務評価が高かったとか、そういった事情を総合的に認めて不支給、全部不支給が違法であるというふうに判断しているものは、裁判例としては幾つかございます。

それから、二つ目のほうに移りまして、市として、処分庁として適法ということで解釈しているかどうかというところですが、今回の事案に関しましては、審理員の意見書にもございませぬけれども、本件の非違行為そのものが悪質で、極めて重大な結果を生じさせたもので、懲戒免職処分相当である上に、さらに処分を加重すべき場合に複数該当し、例外を認めるべきでなく、退職手当の全部を支給しないのが相当であるとされているところでありますので、そういった認識でございませぬ。

○23番（越 明男委員） 説明ありがとうございました。初めての諮問の事例ということでもありますけれども、ただ、ここは振り返ってみると、市議会の中で緊急質問などを行った議会処理もありまして、私もそのときに何点か質問をさせていただいた経過がちょっとありますから、懲戒免職そのものに対する、この4文字に対しては、やっぱり厳しい分析・態度を私自身も持っているつもりであります。

それで、最後、もう1点。これからのことを含めて、ちょっとお伺いしておきたいのですけれども、つまり審査請求は、個人的には私もちょっと経験があるのですけれども、税金の賦課徴収をめぐるものであるのですけれども、これは、あくまでも立場としては、法的には審査請求人あるいは被害を被ったと思われる人の権利救済という4文字の精神が根本に座っていますから。

それで、我々の諮問を今日まとめた形で、最終的には、本会議での承認ということになると思いますが、その後は、審査請求人は市の一つの審査庁の裁決を不服とするということになった場合に、これは裁判闘争というか、裁判という権利救済の道は残されているわけですか。そこのところだけ、ちょっと1点確認して、私のほうは終わります。

○法務文書課長（工藤竜輔） ただいまの質疑に対しまして、委員おっしゃるとおりでございます。議会からの答申がありましたら、その内容を踏まえて裁決をすることとなります。審査庁として裁決書を作成しまして、その謄本を審査請求人、それから処分庁にも送付いたしますが、もし審査請求人がその裁決の内容に不服があるということであれば、訴訟が提起される可能性がございます。（「オーケー」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本諮問に対し、御意見ございませんか。

○22番（佐藤 哲委員） 先ほどの説明を聞きまして、訴えて出てきた不服の意見はよく分かりましたけれども、それを議会の側で見ている我々にしてみれば、市民に対して極めて、行政の不信感を与えてしまったと。それで、物すごく、我々にしてもショックな事件でありまして、そういう意味で、この審理員の意見書の要旨は極めて私は妥当であると考えております。翻ってみて、請求人の意見のほうをどうよく解釈してみても、なかなかそれにはなじめないような理由をつけてきております。

よって、この市側の対応と申しますか、極めて妥当なものだと私は考えます。

○13番（尾崎寿一委員） 審査請求人の、いわゆる懲戒免職処分も妥当だと思うし、また特に参酌することもなく、本人からの審査請求は棄却すべきというふうに会派ではまとまりました。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本諮問に対しては、棄却すべきとの意見があります。

本諮問は、「棄却すべきであると答申」することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本諮問は、「棄却すべきであると答申」することに決定いたしました。

次に、答申するに当たっては、答申書を作成の上、審査報告書に添付することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、答申書を作成して答申することに決定いたしました。
正副委員長において答申書案を作成するため、暫時休憩いたします。

【午前10時48分 休憩】

正副委員長において答申書案を作成し、委員に配付したところである。

【午前10時52分 開議】

○委員長（工藤光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本諮問は、お手元に配付しております答申書案のとおり答申することにいたしたいと思いま
す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の答申書案のとおり答申することに決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時53分 散会】